

# 日立市立豊浦中学校いじめ防止基本方針

平成26年制定（令和6年5月改訂）

## 1 いじめ防止対策に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめにより、次のような疑いがある場合、これを「**重大事態**」という。

① 当該生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

② いじめにより、生徒が相当な期間学校を欠席している疑いがある場合

### (2) いじめの禁止（いじめ防止対策法 第4条）

「いじめを行ってはならない」の遵守の徹底を図る。

### (3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止策に関しては、以下の6点を全職員が認識して取り組む。

① いじめはどの子供にも起こりうる、また、いじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握する。

② いじめの未然防止には、生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

③ けんかやふざけ合いであっても、見えないところでいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行いいじめに該当するかどうかを判断する。

④ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、積極的に認知する。

⑤ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害生徒の安全を確保した上で、加害生徒に毅然とした態度で指導する。

### (4) いじめ解消の定義

いじめが解消している状態とは以下の通りである。

① いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

個々の事案について、これらが満たされているかを学校全体で確認する。

## 2 「日立市立豊浦中学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

### (1) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、その他校長が必要と認める者

### (2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

### (3) 会議は次の区分で招集する。

週1回の生徒指導部員会に組み込み、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があつた場合、その都度臨時会として招集する。

## 3 いじめの防止、解決等に関する取組

### (1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動をはじめとした全ての教育活動を通して社会性を育む。

#### ① 授業、学級活動や朝の会・帰りの会

生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのときその場でどのような行動が適切か、自分で考え決めて行動する）や、他者と円滑にコミュニケ

ーションを図る能力を高める。

- ア 授業においては、言語活動を効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、共感的理解の能力を培い、生徒の自己有用感や自己指導能力を高める。
- イ 学級活動や朝の会・帰りの会では、生徒が主体的に取り組める活動を通して、生徒同士の絆を深める。また、生徒が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい環境をつくりだす。また、一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができる雰囲気づくりに努める。
- ウ 障害への理解を深めるための指導や、互いの違いを認め合うことができるようにすることで、生徒が安心して何でも話し合える居場所づくりに努める。
- エ 学校は、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を充実させる。

② 生徒会活動、学校行事、部活動

全ての生徒が主体的に活躍できる場や役割を設定することによって、自己有用感を高める。

- ア 学校行事等を生徒自ら考え取り組めるよう工夫し、生徒会活動や委員会活動を活性化させ、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりに努める。
- イ 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することなどを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりに努める。

③ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員やスクールカウンセラー、教育相談員と相談しやすい関係を構築する。

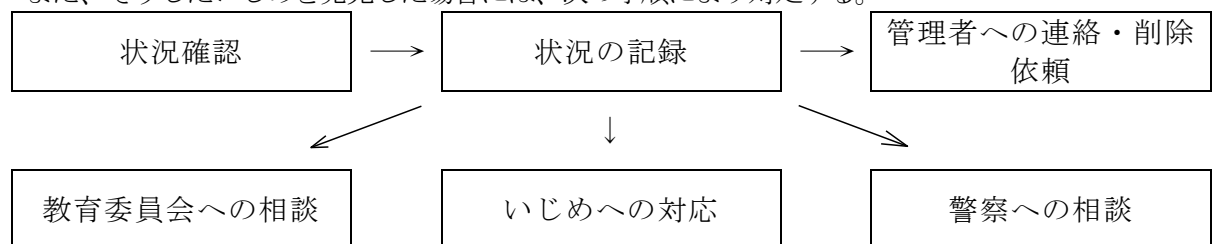
④ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して生徒を看することで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けている兆候を見逃さないように努める。

学校は、配慮が必要な生徒について、個々の特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、すべての生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめ防止のため、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。また、そうしたいじめを発見した場合には、次の手順により対処する。



(2) 早期発見

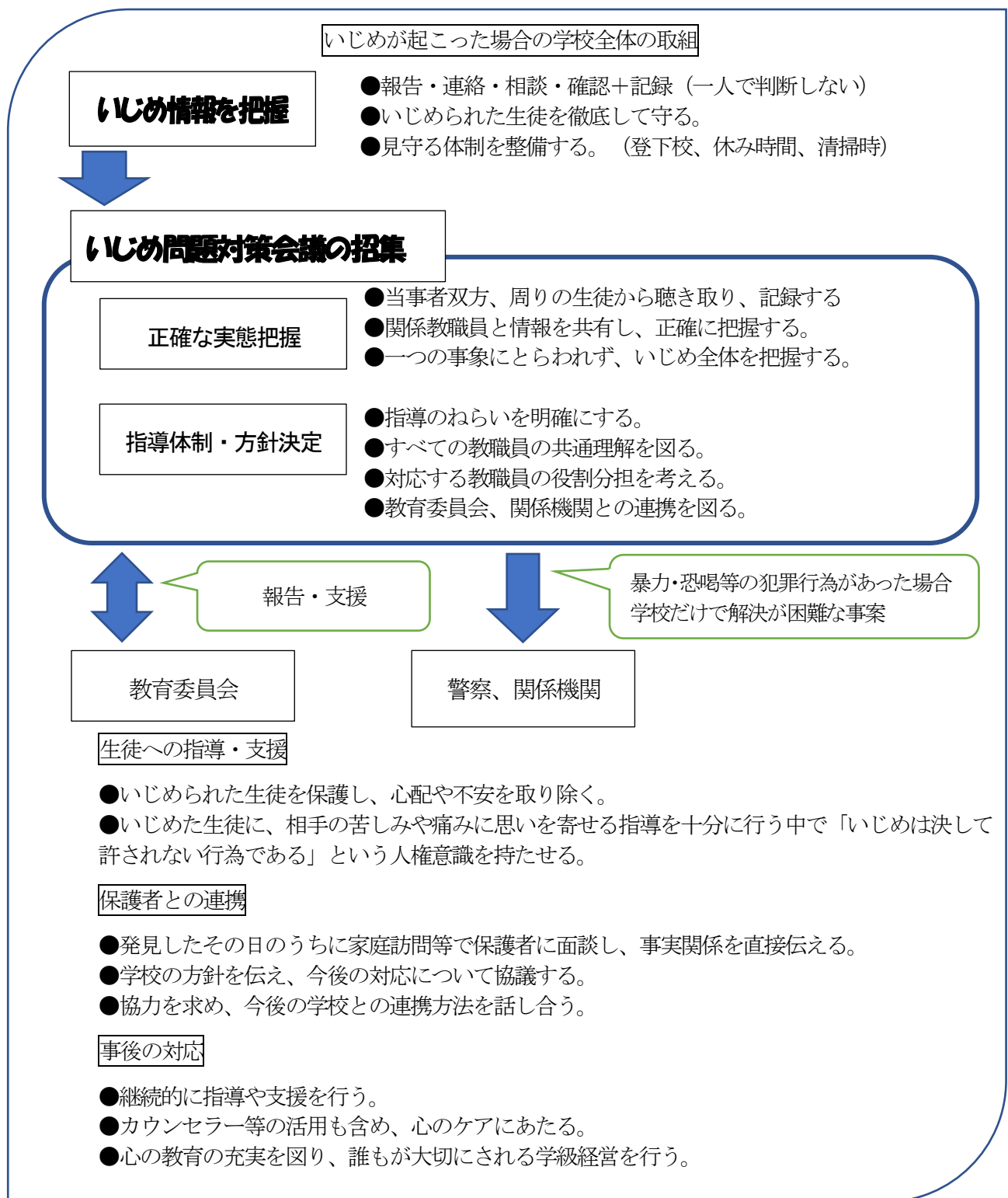
教職員は、ささいな兆候であってもいじめはないかと疑われる場合、早い段階から個別に声がけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。その際、特定の教職員でいじめ問題を抱え込むことなく、情報を共有し、学校として組織的に対応する。

- ① アンケート調査：アンケート調査を毎月実施。
- ② 保護者との連携：家庭と連絡を密にとるなど、相談できるような関係づくり。
- ③ 相談窓口の周知：生徒指導だより等で保護者への連絡、啓発。

(3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめの防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

いじめの「解消」の要件として、いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、かつ被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。



#### 4 重大事態の調査と報告、対処

##### 重大事態の定義

- ① 当該生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② いじめにより、生徒が相当な期間学校を欠席している疑いがある場合

いじめの重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。その調査結果を教育委員会に報告する。

##### 【重大事態への対処】

- (1) 発生報告

- (2) 実態把握
- (3) 被害者保護（調査をする前に、被害者・保護者に対して調査方法の丁寧な説明を行う。）
- (4) 加害者対応
- (5) 調査結果報告
- (6) 解消と再発防止
- (7) 同種事態の発生防止

《市長による再調査を行う必要があると考えられる場合》

- ・調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
- ・被害生徒・保護者と確認した調査事項等の調査が十分尽くされていない場合
- ・学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ・調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

## 5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の（１）～（５）の項目に関する評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取り組みを評価する。

学校は、いじめの未然防止、並びに早期発見・早期対応のための取組に対する評価を実施する。

また、市は学校に対して、いじめ未然防止及び早期発見のための適切な指導及び支援を行うとともに、いじめが発生した場合の適切な情報共有及び組織対応の徹底を求める。

### (1) 未然防止の評価規準

- ア 生徒の自己指導能力を高めることができた。
- イ 生徒の自己有用感を高めることができた。
- ウ 生徒の規範意識を高めることができた。
- エ 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- オ 情報モラル教育を推進できた。

### (2) 早期発見の評価規準

- ア いじめの早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。

### (3) 早期解消の評価規準

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実を確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ 重大事態の調査をし、教育委員会へ報告できた。（重大事態があった場合）
- オ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

### (4) 関係機関との連携の評価規準

- ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ウ 警察、生徒相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- エ 学校以外で起きたいじめに適切に対応できた。

### (5) 教職員研修の評価規準

- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。
- エ 発達障害を含む障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めることができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画通りに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

## 別紙 1 校内指導体制

